

京都市上下水道局告示第7号

京都市指定下水道工事業者規程第3条第1項の規定に基づき京都市指定下水道工事業者として指定し、同規程第7条第1項の規定に基づき京都市指定下水道工事業者の営業の廃止を同規程第31条第1項第1号及び第2号の規定に基づき告示します。

平成19年6月22日

京都市公営企業管理者

上下水道局長 西村 誠一郎

1 新規指定業者

(1) 指定業者名

京都府南丹市園部町船岡柳瀬40番地2

株式会社中嶋水道工業所

代表取締役 中嶋 信行

(2) 指定期間

平成19年6月22日から平成21年3月31日まで

2 廃止届出業者名

(1) 京都府南丹市園部町船岡柳瀬40番地2

中嶋水道工業所

中嶋 信行

(2) 廃止届出年月日

平成19年6月1日

(上下水道局下水道部管理課)